

教育事務所だより

令和2年6月2日発行

学校の臨時休業に思うこと

所長 片寄 泰史

新型コロナウイルス感染の拡大による緊急事態宣言によって、管内の小・中及び義務教育学校は臨時休業となりました。本稿を執筆している現段階（5/25）では、緊急事態宣言が解除となり、安来市内の学校に続いて、松江市内の学校も平常どおりの学校生活が始まりました。各校では、休業中は児童生徒の学習面や健康面の状況把握、学校再開後は安心安全な環境づくり、学力保障、心身のケア等々に心を砕いておられることと思います。

学校の臨時休業が続いた状況は、教育の重要性を改めて示しました。児童生徒の学力の保障、健康な身体の維持・増進、集団生活の中での社会性、人間性の育成等、「学校」という場において、「日常の風景」として取り組まれてきたこれらのことができにくくなっていた今現在、児童生徒にとって、教育が、そしてそれを行う中心的な役割を果たす学校というものが、いかに必要不可欠なものであるのか、「日常の風景」がいかに尊いものであったのかを突き付けられているようにさえ感じました。

私はこのことを考えたときに、2014年に史上最年少でノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイさんの言葉を思い出します。ご承知の方も多いと思いますが、マララさんはパキスタンの人権活動家で、女子教育を認めない武装グループに襲撃され、重傷を負う経験をしながらも、女子教育や教育の大切さを主張する人権活動をしている方です。

マララさんは次のように話しています。「私たちは学校が大好きでした。しかし襲撃されるまで教育の大切さに気づくことができませんでした。学校に通って、本を読み、宿題をすることは、ただの時間つぶしではありません。それは私たちの未来だったのです。」

今年度は新学習指導要領が小学校から完全実施となり、次年度は中学校も実施となります。「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラムマネジメント」等キーワードが並びますが、文部科学省は「改訂に込められた思い」として「学校で学んだことが、子供たちの『生きる力』となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしい（中略）そして、明るい未来を、共に創っていきたい。」と記しています。

また、本年3月に、第2期しまね教育ビジョンの後継として、島根県の今後5年間の教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2年度-令和6年度）が策定されました。基本理念として「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」が掲げられています。

本教育事務所は、学習指導要領やしまね教育魅力化ビジョンの示す理念や方向性を踏まえたうえで、学校教育や社会教育の側面において、学校・園・地域のニーズにお応えし、より信頼される教育事務所となるよう努力していきます。そして、管内の学校・園や地域の今と未来を支える人材の育成に貢献していきたいと思っています。今の状況でできることを一歩ずつ進めていきます。

最後に、前述したマララさんは次のようにも話していますので、ご紹介して結びとします。

『今日の夢』が『明日の現実』になると信じています。私たちの夢を「明日の現実」へと変えましょう。」



令和2年度 松江教育事務所 所掌分掌

§ 所 長 片寄 泰史 (Tel 0852-32-5765)

○総括

§ 調整監 徳永 勝俊 (Tel 0852-32-5766)

- 教職員の人事に関すること。
- 教職員の服務に関すること。
- 学級編制及び教職員定数に関すること。

§ 総務課 (Tel 0852-32-5777)

職	氏 名	主な業務
総務課長	大津 邦子	○所内事務及び課内事務の総括に関すること。 ○小・中学校の旅費の配分に関すること。
主幹	松坂 秀治	○教職員の旅費に関すること。 ※総括 ＜松江二中G, 松江四中G, 湖東・八雲中G＞
企画員	安井 啓順	○臨時的任用教職員(常勤講師等)の給与及び諸手当に関すること。 ○教職員の旅費に関すること。 ＜湖南中G, 東出雲中G, 安来二中G, 広瀬中G, 伯太中G＞
主任主事	宇野 翔	○学校事務職員の研修に関すること。 ○児童手当に関すること。 ○教職員の旅費に関すること。 ＜松江三中G, 鹿島・島根中G, 本庄・美保関・八東中G, 安来一中G, 安来三中G＞ ○会計年度任用職員(非常勤講師)の報酬支給に関すること。 ＜スクールカウンセラー＞
主事	田尻 佳奈絵	○会計年度任用職員(非常勤講師)の社会保険・雇用保険に関すること。 ○会計年度任用職員(非常勤講師)の報酬支給に関すること。 ＜スクールカウンセラーを除く＞ ○教職員の旅費に関すること。 ＜松江一中G, 湖北中G, 玉湯・宍道中G＞
会計年度任用職員	岩田 美香	○教職員の旅費に関すること(主として県内日帰り)。 ＜松江一中G, 松江三中G, 本庄・美保関・八東中G, 安来二中G, 安来三中G, 広瀬中G＞
会計年度任用職員	岩谷 優紀	○教職員の旅費に関すること(主として県内日帰り)。 ＜松江二中G, 湖南中G, 湖北中G, 東出雲中G, 安来一中G＞
会計年度任用職員	室 愛華	○教職員の旅費に関すること(主として県内日帰り)。 ＜松江四中G, 湖東・八雲中G, 鹿島・島根中G, 玉湯・宍道中G, 伯太中G＞
互助会嘱託	田中 順子	○島根県教職員互助会退職互助医療に関すること。 ○(一財)島根県教職員互助会松江支局の事務・経理に関すること。

§ 学校教育スタッフ (Tel 0852-32-5772)

(特別支援教育支援専任教員直通 0852-32-5791)

(幼児教育センター直通 0852-32-5792)

職	氏名	主な業務
指導主事 兼企画幹	高橋 恵一	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育スタッフの企画・調整, 渉外に関すること。 ○学校経営, 教育課程の編成・実施に関すること。 ○教員の長期研修(中央, 内地留学)に関すること。 ○理科教育, 環境教育, ESD, プログラミング教育に関すること。
指導主事	川上 洋子	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育推進, 幼児教育センターに関すること。 ○幼児教育に関わる各種研修に関すること。 (以上は出雲教育事務所管内, 隠岐教育事務所管内を含む) ○一貫・連携教育(幼保小中高連携)に関すること。 ○生活科教育に関すること。
指導主事	山崎 敦史	<ul style="list-style-type: none"> ○初任者研修に関すること。 ○少人数などきめ細かな指導に関すること。 ○特色ある学校づくりを支援する30人学級編制及び小中学校少人数学級編制(小学校第3学年以上)に関すること。 ○算数・数学科教育, 特別活動, へき地・複式教育, キャリア教育, ふるさと教育に関すること。
指導主事	西村 勝美	<ul style="list-style-type: none"> ○教頭研修, 主幹教諭研修に関すること。 ○国語科教育, 道徳教育, 学校図書館活用教育, 伝統や文化に関する教育, 食育に関すること。 ○学校訪問指導に関すること。 ○高校入試・奨学金に関すること。 ○国及び県の学力調査に関すること。
指導主事	前島美佐江	<ul style="list-style-type: none"> ○人権・同和教育に関すること。 ○経験者研修(6年目, 中堅)に関すること。 ○社会科教育, 総合的な学習の時間, 金銭・金融教育に関すること。 ○様々な支援を必要とする児童生徒に対する進路保障の取組に関すること。 ○「竹島に関する学習」に関すること。
指導主事	門脇 洋子	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育に関すること。 ○就学に関すること。 ○特別支援学校との連携に関すること。 ○技術・家庭科教育, 図工・美術教育に関すること。 ○教育事務所だよりに関すること。
指導主事 (特別支援教育 支援専任教員)	城市 則子	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育に係る教員の相談に関すること。 ○諸情報及びその収集に関すること。 ○音楽科教育に関すること。 ○福祉教育に関すること。
指導主事 兼生徒指導 専任主事	野津 佑介	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導に関すること。 ○スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーに関すること。 ○外国語活動, 外国語科教育, 教育相談, 安全教育, 健康教育, 体育・保健体育科教育, 国際理解教育, 日本語教育, 情報・メディア教育, 著作権に関すること。

職	氏名	主な業務	
指導主事 (松江市派遣)	福島 浩	小中一貫教育	<ul style="list-style-type: none"> ○指導の工夫・改善・評価に関すること。 ○「新しい学び」に関すること。 ○県教育委員会の指導方針等の周知に関すること。 ○就学及び進路指導に関すること。 ○県教育委員会と市教育委員会との連携に関すること。 ○学校における教育上の課題及び実態把握に関すること。 ○学校教育その他教育問題に関わる情報提供に関すること。
	小原 亜子	生徒指導	
	島崎 明子	特別支援教育	
指導主事 (安来市派遣)	廣瀬真紀子	特別支援教育	
	福井 秀樹	学力育成	
	野田 寛志	生徒指導	
幼児教育アドバイザー	杠 佳子	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育推進，幼児教育センターに関すること。 ○幼児教育に関わる各種研修に関すること。 (以上は出雲教育事務所管内，隠岐教育事務所管内を含む) 	

§ 社会教育スタッフ (TEL 0852-32-5775)

職	氏名	主な業務	
社会教育主事 兼 企画 幹	青山 巧	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育スタッフの企画調整に関すること。 ○市教育委員会との連携，指導及び助言に関すること。 ○学校・家庭・地域の連携・協働に関すること。 ○家庭教育支援に関すること。 ○公民館等社会教育施設の事業に関すること。 ○青少年教育，成人教育その他社会教育に関すること。 ○社会人権・同和教育に関すること。 ○社会教育関係団体に関すること。 ○教育の魅力化及び小さな拠点づくりに関すること。 ○幼児教育センターの家庭教育支援に関する助言。 	
社会教育主事 (松江市派遣)	渡辺 真介	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・家庭・地域が連携・協働した子どもの教育に関わる環境づくりの推進。 ○島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進。 ○地域づくりを担う人づくりの推進。 	
	平賀 謙一		
社会教育主事 (安来市派遣)	小西 修二		
人権・同和教育指導員	野田 勝巳	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な支援を必要とする児童生徒に対する進路保障の取組に関すること。 ○県及び県教育委員会が行う地域ぐるみの人権教育推進に関わる業務の補助に関すること。 ○教育事務所管内における人権教育推進に関わる業務の補助に関すること。 	

令和2年度 松江教育事務所管内 研究指定校等

※ ㊦；国指定 ㊧；県指定

事業・大会等名	実施校等
㊦武道等指導充実・資質向上支援事業	広瀬中
㊧人権教育研究指定校・園事業	松江一中
㊧「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善プロジェクト事業	古江小, 湖北中
㊧学校図書館活用教育研究事業	宍道小, 安来一中, 安来三中
松江市教育研究大会 (11/10)	古江小, 大野小, 秋鹿小, 湖北中

令和2年度 松江教育事務所管内 継続型訪問指導実施校（10校）

実施校	教科等	実施校	教科等	実施校	教科等
古江小	算数, 道徳	宇賀荘小	社会, 生活	松江二中	総合的な学習の時間
美保関小	算数	南小	社会	湖北中	総合的な学習の時間 国語, 数学
大谷小	複式教育, 算数	能義小	社会, 生活	安来二中	総合的な学習の時間 社会, 理科
		母里小	社会, 道徳		

令和2年度は、10校から継続型訪問指導の申請がありました。申請していただいた10校全てに訪問指導に伺います。校内研究の主体的な取組を支援できるよう精一杯、支援・指導させていただきます。

～英語教育推進リーダー等による公開授業について～

英語教育推進リーダー等による授業公開が、次のとおり計画されています。新学習指導要領が目指す英語力を児童生徒が身に付けるために必要な指導方法について、実際の授業の場で確認し授業改善に生かしてもらうために実施いたします。正式な案内は追って連絡いたします。皆様の積極的な参加をお待ちしています。

§ 島根大学附属義務教育学校（前期課程） § 松江市立宍道中学校	加藤 君江 教諭 福田 睦美 教諭
-------------------------------------	----------------------

「教育研究大会の指導助言者」の依頼方法等について

1 要点

○ **県教育庁各課，教育センター，教育事務所の指導主事等に指導助言を依頼したいとき**

その依頼については，大会事務局を置く学校が，その学校を所管する教育事務所の学校教育スタッフ企画幹に相談する。

○ 指導助言者が決定した後の手続は，大会事務局校が指導助言者と直接行う。

○ 教育研究大会当日までの事前指導等を依頼したい場合，授業等の実施校がその学校を所管する市教育委員会を経由し，松江教育事務所を通して申請する。

2 研究大会当日の指導助言者の選出・依頼の手順

次の（１）から（５）の順で進めていく。（（２）は教育事務所が行う内容）

（１）事務局校は，管理職を通してその事務局校を所管する教育事務所の学校教育スタッフ企画幹に連絡・相談する。その際，旅費や業務内容等の詳細について知らせる。

（２）（企画幹は，本庁各課，教育センター，他教育事務所の企画幹等と調整を行う。）

（３）事務局校は，連絡・相談した企画幹から，指導助言者の案について回答を受ける。受けた回答に了解できないときには，再度企画幹と協議する。

（４）事務局校は，管理職を通して当該の指導助言者に，詳細について連絡する。

・大会当日の旅費や事前指導の有無等について伝える。

・大会当日の依頼文書等の様式の確認を行う。（県では統一した様式を定めていない）

（５）事務局は，派遣依頼文書等を当該の指導助言者の所属長及び指導助言者本人に発出する。

3 研究大会当日までの事前指導等の手順

上記２で選出・依頼した指導助言者に，研究大会当日までの事前指導を依頼する場合

（１）松江教育事務所所属指導主事の場合

継続型訪問指導，申請訪問指導（研究推進型）又は中途申請訪問（様式１）のいずれかで依頼する。

授業等を実施する学校の校長がその学校を所管する市教育委員会を経由し，松江教育事務所長に申請を行う。

（２）松江教育事務所所属でない指導主事の場合

申請訪問指導（研究推進型）又は中途申請訪問（様式３－１・２）のいずれかで依頼する。

授業等を実施する学校の校長がその学校を所管する市教育委員会を経由し，松江教育事務所長を通して当該所属長に申請を行う。

※（様式１），（様式３－１・２）は，松江教育事務所ホームページよりダウンロードできる。

4 その他

○ 対象となる指導主事には，市町村派遣指導主事を含む。（市町村教育委員会の指導主事や学校関係者等は対象ではない。）

○ 市町村教育委員会の指導主事等に依頼する場合は，各所属上司に相談する。